

笠岡運動公園 使用料(円)

野球場

基本使用料

区 分	時 間 等	金 額
一般	1時間	450
高校生以下	1時間	220
その他	市長が別に定める	

夜間照明施設使用料

区 分	時 間 等	金 額
夏季(7月～9月)	1時間まで	3,300
	1時間を越える30分毎に	1,650
その他(その他の月)	1時間まで	3,000
	1時間を越える30分毎に	1,500

備考

ア 使用時間は、準備・片付けを含んだ時間とする。

イ 1時間未満の端数は、1時間とする。ただし、夜間照明施設使用料は、この限りではない。

ウ 使用者の半数以上が本市の住民以外である場合は、基本使用料の倍額を徴収する。

水泳プール

区 分	金 額	回数券使用料(11回)	
個人一人1回につき	小学生 40	400	
	中学生 60	600	
	一般 110	1,100	
団体一人1回につき30人以上	小学生 30	/	
	中学生 50		
	一般 100		
団体一人1回につき50人以上	小学生 30		
	中学生 50		
	一般 90		
団体一人1回につき100人以上	小学生 30		
	中学生 40		
	一般 80		
その他	市長が別に定める		

テニスコート

基本使用料

区 分	時 間 等	金 額
一般 1面につき	1時間	300
高校生以下 1面につき	1時間	150

夜間照明施設使用料

区 分	時 間 等	金 額
夏季(7月～9月)	1時間まで	300
コート1面につき	1時間を越える30分毎に	150
その他(その他の月)	1時間まで	280
コート1面につき	1時間を越える30分毎に	140
その他	市長が別に定める	

備考

ア 使用時間は、準備・片付けを含んだ時間とする。

イ 1時間未満の端数は、1時間とする。ただし、夜間照明施設使用料は、この限りではない。

ウ 使用者の半数以上が本市の住民以外である場合は、基本使用料の倍額を徴収する。

クラブハウス

区 分	時 間 等	金 額
談 話 室	1回	340
コインロッカー	1回	10

備考

ア 使用時間は、準備・片付けを含んだ時間とする。

イ 談話室の1回とは、午前(午前9時～午後12時)、午後(午後1時～午後5時)及び夜間(午後6時～午後9時)それぞれの時間区分とする。

ウ 談話室を午前9時以前に使用する場合は、1時間につき150円を徴収する。

エ 談話室を使用する場合において冷暖房機を使用する時は、30分につき100円を加算する。

オ 1時間未満の端数は、1時間とする。ただし、冷暖房機使用料はこの限りでない。

カ コインロッカー使用料の1回とは、使用日1日を限度とする。

キ 使用者の半数以上が本市の住民以外である場合は、使用料の倍額を徴収する。ただし、コインロッカーの使用料は、この限りではない。

なお、詳しい料金、使用については笠岡運動公園（市民体育センター）電話《0865-63-1031》までお尋ねください。